

予 備 電 力

予備契約料金表

2026 年 11 月 1 日 実 施



四国電力株式会社

予 備 電 力

(予備契約料金表)

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式, 供給電圧および周波数	1
5	契 約 電 力	1
6	料 金	1
7	そ の 他	2
附	則	3

本 則

1 適 用

この予備電力料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社が、一般送配電事業者または配電事業者（四国エリアを除きます。）の供給区域（当社以外の者から電気の供給を受けている需要および電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島等における需要を除きます。）に適用いたします。

2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は、予備電力といたします。

3 適 用 範 囲

特別高圧または高圧で電気の供給を受け、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(1) 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(2) 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

5 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があつて常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、常時供給分の料金表によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき、電力需給契約書等に定める基本料金単価を用いて、常時供給分の基本料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものいたします。

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用するものとし、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものいたします。

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

7 そ の 他

お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう経過措置

この料金表にもとづく、2026年11月計量日（託送約款等に定める計量日といいます。）の前日までの料金の算定において、当社は、6（料金）にかかわらず、予備電力料金表（2025年 4 月 1 日）6（料金）に準じて料金を算定いたします。